

筑紫野市いじめ防止基本方針



令和7年7月

筑紫野市

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。これまでも、国や地方自治体、学校において様々ないじめの未然防止、早期発見、早期対応の対策が行われてきました。しかしながら、未だいじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しています。

本市において、このような事態の発生を防ぐため、また、いじめから子どもを守るため、市民全員が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、「いじめ しない させない みのがさない」という強い決意でいじめ問題に対峙する必要があります。いじめを防止するためには、市民全員が子どものいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、子ども自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

そこで、市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）及び福岡県いじめ防止基本方針（以下「県の基本方針」という。）を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、筑紫野市いじめ防止基本方針（以下「筑紫野市基本方針」という。）を策定しました。

この「筑紫野市基本方針」では、いじめの防止等の取組を市全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての子どもの人間形成、健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針の柱としています。

また、筑紫野市立学校においては、筑紫野市基本方針が定める「教育委員会の取組」等、市が実施する施策を参酌して、学校が取り組むべき「いじめ防止基本方針」を策定し、学校における「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、迅速かつ適切に「重大事態」等に対処することとしています。

目 次

第1章 いじめの定義及び防止等に関する考え方	1
(1)いじめの定義と理解	1
(2)いじめの防止等に関する考え方	2
第2章 いじめの防止等に対する筑紫野市の施策	4
(1)市が実施すべき事項（法律事項の整理）	4
(2)筑紫野市いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置	4
(3)いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の把握	5
(4)学校における組織等の設置に対する支援	5
(5)関係機関との連携	5
(6)いじめ防止等のための市の施策	5
第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき事項	7
(1)学校が実施すべき事項（法律事項の整理）	7
(2)学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置	7
(3)いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の評価	8
(4)関係機関との連携	9
(5)いじめ防止等のために学校が実施すべき施策	9
(6)学校におけるいじめ防止等に関する措置	10
(7)学校におけるいじめ防止等に関する対応のフローチャート	11
第4章 重大事態への対処	12
(1)重大事態の意味	12
(2)重大事態への対処として実施すべき事項（法律事項の整理）	12
(3)市教育委員会又は学校による調査	13
(4)調査結果の提供及び報告	16
(5)調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	17
(6) 重大事態対応のフローチャート	18

第1章 いじめの定義及び防止等に関する考え方

(1) いじめの定義と理解

①いじめの定義

いじめ防止対策推進法

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

○「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要がある。

心理的な影響：冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

仲間はずれ、集団による無視をされる。

パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

物理的な影響：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

②いじめ対応の構え

○いじめの対応にあたっては、いじめられたとする児童生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援する。

○学校にあつては、児童生徒間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまで法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子供の状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する必要がある。

○いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。さらに、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

○児童生徒の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は、個々の児童生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応していくことが必要である。

○いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

③いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(2) いじめの防止等に関する考え方

国及び県の基本方針におけるいじめの防止等に関する基本的考え方を踏まえ、本市においては、いじめの防止等に関して、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見の取組の充実、早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を継続的に図っていくこととする。

①いじめを生まない教育活動の推進

いじめが、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめの問題の防止については、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。このため、学校の教育活動全体を通じて次のことを推進していく必要がある。

- ・全ての児童生徒に対する「いじめは決して許されないこと」の理解の促進
- ・児童生徒の豊かな情操や道徳心の涵養
- ・心の通う人間関係を構築する能力の素地の育成
- ・ストレスに適切に対処できる力の育成
- ・自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの推進
- ・いじめの問題への取組及び学校・家庭・地域が一体となって取組を推進することの重要性に関する普及啓発

②いじめの早期発見の取組の充実

いじめの問題については、早期に発見し、適切に解決することが重要である。いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、全ての大人が連携し、児童生徒のわずかな変化に気付く力を高めることは大変重要である。人間関係のささいなトラブルにおいても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知した上で、適切に解決することが何よりも重要である。このため以下のような取組の充実を図る。

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施
- ・相談窓口の周知等により児童生徒がいじめを訴えやすい体制の充実

③いじめへの早期対応と継続的指導の充実

いじめが認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、組織的に対応していくことが求められる。このため以下のような取組の充実を図る。

- ・いじめに関する通報・相談のための体制の整備や組織の設置等による指導体制の整備
- ・いじめの問題に関する教職員の対応能力の向上を図る職員研修等の充実

④インターネットや携帯電話を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）への対応

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい、匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。市教育委員会及び学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。併せて、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなど、インターネット上のいじめに対処する体制を整備することが必要である。

⑤ 地域や家庭との積極的連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の活用をはじめ、いじめの問題について地域・家庭と連携した対策の推進やより多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるような体制の構築に努めるものとする。

⑥ 関係機関との密接な連携

いじめの問題への対応においては、学校や市教育委員会等の対応及び指導だけでは十分に効果を挙げることが困難な場合がある。また、いじめの中には、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものがあり、これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。さらには、事態への対処及び同種の事態の発生の防止のため、事実関係を明確にするための調査等の対応を法にのっとり行うことが必要である。

このことから、警察・児童相談所・医療機関・法務局等の人権擁護機関等多様な関係機関と連携できる体制の構築や、関係機関による取組と学校や市教育委員会等が連携するなど、より密接な連携を図るよう努めるものとする。

第2章 いじめの防止等に対する筑紫野市の施策

(1) 市が実施すべき事項（法律事項の整理）

市は、国や県と協力しつつ、いじめの防止等のための対策を策定および推進し、これに必要な措置を講じなければならない。

- いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務（法第6条）
 - いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置（法第10条）
 - 国や県のいじめ防止基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針策定の努力義務（法第12条）
 - いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るためのいじめ問題対策連絡協議会設置の努力義務（法第14条第1項）
 - 教育委員会における附属機関設置の努力義務（法第14条第3項）
 - いじめ防止のため児童生徒が自主的に行う活動への支援、児童生徒・保護者・教職員に対する啓発、その他必要な措置（法第15条）
 - いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策（法第16条）
 - 関係部局間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備の努力義務（法第17条）
 - 教員の養成及び研修を通じた資質の向上、生徒指導体制の充実のための教員や養護教諭等の配置、心理、福祉等の専門的知識を有する者でいじめの防止等を含む教育相談等に応じるものの確保、多様な外部人材の確保（法第18条）
 - インターネット上のいじめに児童生徒が巻き込まれていないかパトロールする機関・団体の取組支援や、このようないじめに対処する体制の整備の努力義務（法第19条）
 - いじめの防止等のために必要な事項と対策の実施状況に関する調査研究及び検証とその成果の普及（法第20条）
 - いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、相談制度や救済制度等についての普及啓発（法第21条）
 - いじめの報告に係る当該学校への必要に応じた支援・措置、当該事案の調査（法第24条）
 - いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けるために必要な措置（法第26条）
 - 学校による児童生徒及び保護者に対する指導・支援に対する助言の適切な実施のための学校相互間の連携協力体制の整備（法第27条）
- ※ 重大事態については、「4 重大事態への対処」（P24～）に記載

(2) 筑紫野市いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

① 筑紫野市いじめ防止基本方針の策定

（地方いじめ防止基本方針）

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

市は、国や県の基本方針を参考にして、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定する。また、策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、当該基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

加えて、市は自ら設置する学校の基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表するものとする。

② いじめの防止等のための組織等の設置

ア 筑紫野市いじめ問題等対策連絡協議会の設置

(いじめ問題対策連絡協議会)

法第14条第1項

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる

市は、法に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を強化し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「筑紫野市いじめ問題等対策連絡協議会（以下「連絡協議会」）を設置する。この構成員は、市、教育委員会、学校、福岡児童相談所、福岡法務局筑紫支局、福岡県筑紫野警察署、その他の関係者とする。

イ 筑紫野市いじめ防止等対策委員会の設置

(附属機関設置)

第14条第3項

前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

市教育委員会は、法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策の効果的な実施を促進するために、市教育委員会の附属機関として、条例により「筑紫野市いじめ防止等対策委員会（以下「対策委員会」）」を設置する。この構成員は、弁護士・医師・大学教授等、専門的な知識及び経験を有する者等であって、法が求める公平性・中立性が確保されるよう努める。

(3) いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の把握

市教育委員会は、県の実施する調査にあわせて連携し、学校のいじめの問題への取組状況を調査するとともに、連絡協議会において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を学校の取組の改善に生かすよう学校を指導する。

(4) 学校における組織等の設置に対する支援

市教育委員会は、学校におけるいじめの防止等に関する措置が実効的に行われるようにするため、複数の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」の設置に必要な情報提供や地域内関係機関等との連携体制の構築、県と連携した心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用等による人材の確保や予算措置等の必要な措置を講ずるよう努める。

(5) 関係機関との連携

いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、連絡協議会の定期的な実施やその内容の充実を図るとともに、市子ども支援センター、福岡児童相談所、筑紫野市要保護児童対策地域連絡協議会、人権擁護委員会、筑紫野警察署等、関係機関との連携強化に努める。

(6) いじめ防止等のための市の施策

① いじめを生まない教育活動の推進

○児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等を推進する。

○学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動等、児童生徒が自主的に行う活動を推進する。

○生徒指導の4機能「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を意識した授業づくりを推進する。

○多様性を尊重し、指示的風土のある学級経営を推進する。

○12月の人権週間、「いじめ撲滅月間」にあわせた、いじめ防止の標語、ポスターの作成や掲示等を実施する。

○筑紫野市五中生徒会連合体「わたしたちの宣言」による啓発活動を推進する。

② いじめの早期発見・早期対応・相談体制の整備

○県作成の「いじめの早期発見・早期対応の手引」の活用を推進する。

○いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

- ・各学校での月1回のいじめ発見のためのアンケート調査の実施
- ・7月・12月に、市で統一した無記名アンケート用紙による調査の全校実施と結果集約
- ・アンケート調査保管（卒業後5年間）の指示

○学校設置の「校内いじめ防止等対策委員会」の月1回開催及び事案発生時の臨時対策委員会設置を徹底する。

○インターネット上のいじめに児童生徒が巻き込まれていないかパトロールする機関・団体の取組支援や、このようないじめに対処する体制の整備に努める。

○児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員が相談を行うことができる体制の整備を行う。

- ・相談窓口（ヤングテレホン・子どもホットライン24等）の児童生徒への周知徹底
- ・定期教育相談体制の整備
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー配置による教育相談機能の向上

③ 教員研修の充実

○いじめの問題に関する教職員の資質の向上を図るため、各学校の生徒指導担当職員や登校支援員を対象としたいじめの問題に特化した研修を実施する。

④ 保護者・地域等への働きかけ

○保護者が、法に規定された責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、県と連携し、いじめに特化したリーフレットや相談窓口の紹介カードの配布など関係機関と連携して家庭への啓発活動を推進する。

○インターネット上のいじめへの理解や早期発見の促進のために、いじめに特化したリーフレットの家庭への配布など関係機関と連携して家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。

⑤ いじめの報告に係る支援・措置

○学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し、状況の把握を行う。

○学校からの報告を受けたときは、当該学校に対し必要な支援を行い、必要に応じて、自ら調査を行う。

○学校からの報告の中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う。

○学校からの報告を受けて、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置（出席停止等）を講じる。

○いじめが起きた場合の対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。

○必要に応じて、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることを学校に指導・助言する。

⑥ 適切な学校評価・教員評価

○学校評価の中のいじめに関する項目については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価するよう学校に必要な指導・助言を行う。

○教員評価の中のいじめに関する項目については、県教育委員会の「人事評価の手引」を参考にして学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価し、その後の取組に活かされるよう学校を指導する。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき事項

(1) 学校が実施すべき事項（法律事項の整理）

- 保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取組み、個別のいじめに適切かつ迅速に対処する責務（法第8条）
- 国や県、市町村のいじめ防止基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針策定の義務（法第13条）
- いじめ防止のための道德教育や体験活動等の充実、児童生徒が自主的に行う活動への支援・啓発、その他必要な措置（法第15条）
- いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害生徒の権利等を擁護する配慮（法第16条）
- 教員研修等、教職員の資質の向上に必要な措置（法第18条）
- インターネット上のいじめの防止のための啓発活動の実施（法第19条）
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置（法第22条）
- いじめの通報に係る学校設置者への報告体制の構築（法第23条）
- 校長及び教員による加害生徒に対する適切な懲戒（法第25条）
- ※ 重大事態については、「4 重大事態への対処」（P24～）に記載

(2) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校は、国や県、市の基本方針を参考にして、いじめの防止等のための具体的な対策を推進するための学校いじめ防止基本方針を策定することが義務づけられている。学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。具体的には次のような視点で方針を策定する。

（「学校いじめ防止基本方針」策定の視点）

- 1 いじめ防止に対する学校の基本的な考え方
- 2 いじめ防止等のための組織（いじめ防止対策委員会の設置）
- 3 いじめを生まない教育活動の推進（未然防止）
- 4 早期発見・早期対応・相談体制等の取組
- 5 いじめへの対応
- 6 教員研修
- 7 関係機関との連携
- 8 年間計画
- 9 評価
- 10 重大事態への対応

策定にあたっては、以下の点に留意する。

○いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりする。

○アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む。

○学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

○実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

○学校いじめ防止基本方針の策定・見直しを行うに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるように、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。

○児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

○策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

イ 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、いじめの防止等のために、学校の中核となって組織的な対応を促進する学校におけるいじめの防止等の組織（以下「校内いじめ対策委員会」という。）を設置することが義務付けられている。

「校内いじめ対策委員会」には、市教育委員会の支援や連携の上、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者などの外部の専門家を位置付け、必要に応じて活用することができる体制を構築する。

校内いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

○ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

○ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

○ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

○ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

○ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

○ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

(3) いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の評価

学校においては、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校のいじめの問題への取組状況を評価するとともに、「校内いじめ対策委員会」において、いじ

めの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導の改善に活かすようにする。特に、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

(4) 関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、日常的に市教育委員会や関係諸機関、所轄の警察署等との連携の強化に努める。

(5) いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

ア いじめを生まない教育活動の推進

○全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の実施

○学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動等、児童生徒が自主的に行う活動の実施

イ いじめの早期発見

○いじめアンケート等の定期的な実施や教育相談活動の実施

○いじめの相談・通報に対する調査結果のすみやかな市教育委員会への報告。

ウ いじめの早期対応

○「校内いじめ対策委員会」の定期開催

○被害生徒の権利利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応

○市教育委員会と連携し、出席停止制度等の適切な運用の実施

○学校だけでは対応が困難な事案に対して、市教育委員会、関係諸機関と連携して問題の早期解決に努める。

エ 児童生徒理解と教育相談体制の整備

○いじめの問題の早期対応に向けて、学校設置者と連携して心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等外部の専門家を活用する。

○学校設置者と連携し、子どもホットライン24相談窓口や市の相談窓口、学校の相談窓口等の周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。

オ 教員研修の充実

○学校の教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、学校いじめ防止基本方針の共通理解をはじめいじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、法、基本方針、本ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解することが必要である。

カ 保護者・地域等への働きかけ

○PTAや地域での見守り活動の推進など、関係団体等と連携した取組の推進に努める。

○「学校運営協議会」や中学校区の児童生徒の健全育成を目指す「中学校区拡大生徒指導会議」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

○インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携して状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

キ 適切な学校評価・教員評価

○いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する。

○いじめに関する教員評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃か

らの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を以後の取組に活かす。

(6) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

市教育委員会及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめに対する措置

○学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

○各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

○学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。

○加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

○学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設定する。

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

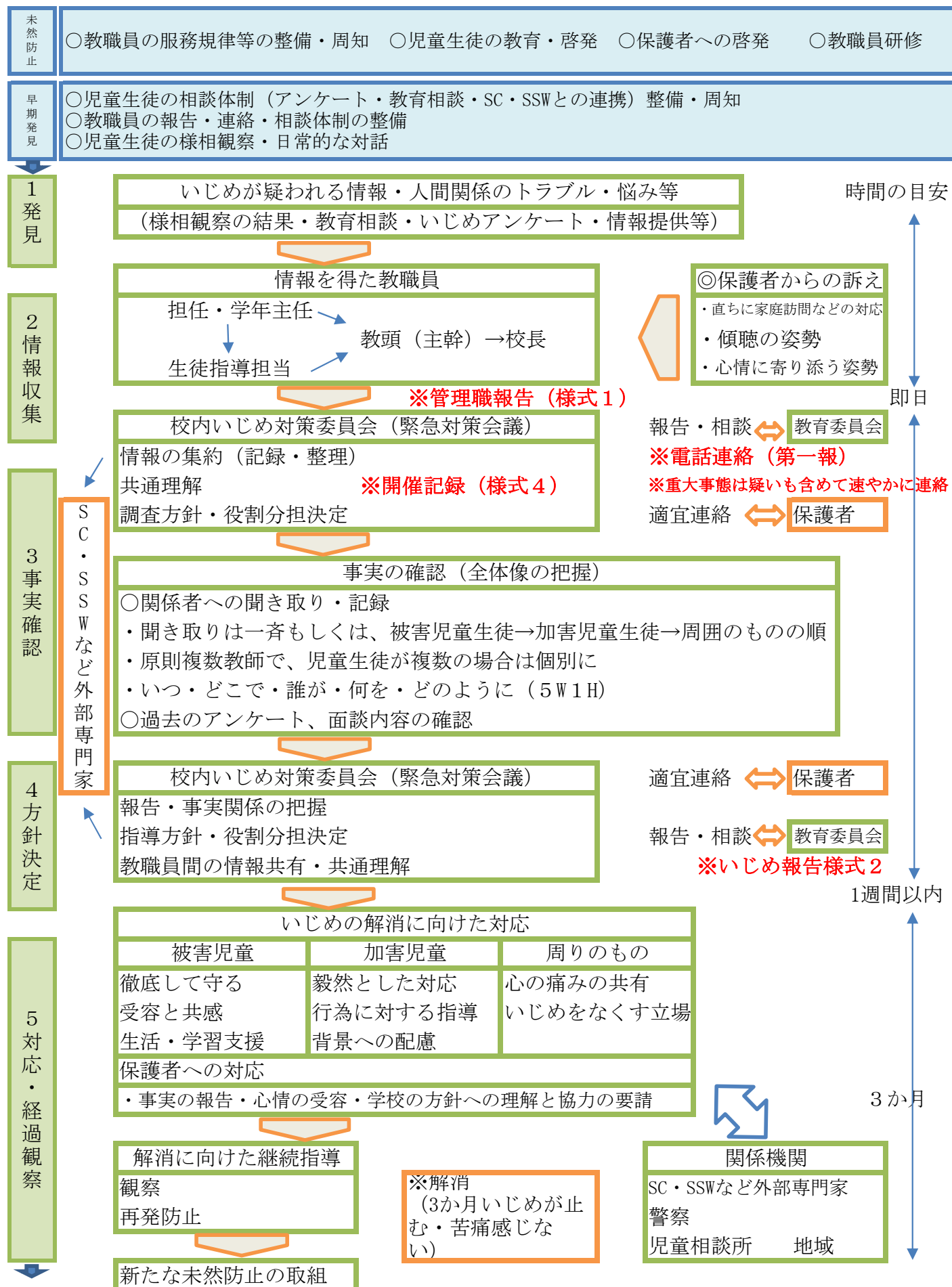
学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

○発達障がいを含む、障がいのある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

○海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

○性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

(7) 学校におけるいじめ防止等に関する対応のフローチャート



第4章 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

いじめ防止対策推進法

(市教育委員会又はその設置する学校による対処)

第28条 市教育委員会又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該市教育委員会又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

○法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- (例) ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合

○法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応することが必要である。

○児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。

(2) 重大事態への対処として実施すべき事項（法律事項の整理）

①市が実施すべき事項

ア 市長

- 重大事態発生の報告を受け、必要があると認めるときは、再調査を実施（法第30条第2項）
- 重大事態について再調査を行った場合、結果を市議会に報告（法第30条第3項）
- 再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を実施（法第30条第5項）

イ 市教育委員会

- 市教育委員会において調査する場合、調査組織の設置及び事実関係の調査（法第28条第1項）
- 市教育委員会において調査する場合、調査を行った際のいじめを受けた児童等及び保護者への事実関係等の情報提供（法第28条第2項）
- 学校が調査を行う場合、調査及び情報の提供について必要な支援、指導を実施（法第28条第3項）
- 再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を実施（法第30条第5項）

②学校が実施すべき事項

- 学校において調査する場合、調査組織の設置及び事実関係の調査（法第28条第1項）
- 学校において調査する場合、調査を行った際のいじめを受けた児童等及び保護者への事実関係等の情報提供（法第28条第2項）
- 重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて、市長に報告（法第30条第1項）

(3) 市教育委員会又は学校による調査

いじめの重大事態については、福岡県いじめ防止基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」や「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省）」等により適切に対応する。

①重大事態の発生と調査

- 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に、事態発生について報告しなければならない。
- 市教育委員会は、学校において重大事態が発生した場合、学校からの報告を受け、市長へ事態発生について報告しなければならない。併せて、県教育委員会への報告を行うこととする。
- 市教育委員会又は学校は、事実関係を明確にするための調査を行う。
- 市教育委員会は、学校からの報告を受け、調査主体や調査組織について判断する。
- 学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。
- 調査の際には、当該重大事態の因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にすることに努める。
- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施する。
- 学校は調査主体とならなかった場合、資料を提供するなど積極的に調査に協力しなければならない。

②調査を行うための組織

市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けなければならない。

調査主体は市教育委員会が判断する。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となるよう努める。専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事態は以下のとおりとする。

- ① 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
- ② 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
- ③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

ア 市教育委員会における組織

- 調査の際に、市教育委員会が調査主体となる場合、いじめ防止等対策委員会を招集し、これが調査を行う。
- 組織に加える専門家の構成については、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門的な知識や経験を有するものとし、市教育委員会が委嘱する。

イ 学校における組織

○調査の際に、学校が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、法第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える方法や、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識及び経験を有する者で構成する第三者委員会を立ち上げる方法等により設置する。

③事実関係を明確にするための調査の実施

市教育委員会及び学校は、対象児童生徒やその保護者の「いじめの事実関係を明らかにしたい」、「何があったのかを知りたい」という切実な思いを理解し、事実関係を可能な限り明らかにし、調査結果を対象児童生徒・保護者等に対して適切に説明することが必要である。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃か）ら、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。したがって、市教育委員会及び学校は、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組まなければならない。そのためには、「なぜ本校でこのような事態が発生したのか」、「このような事態になったのはこれまでの学校いじめ防止基本方針の内容や運用にどのような課題があり、事案発生後においてもどのような対応がいけなかったのか」等の視点をもち、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組むことが求められる。

また、いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第23条第6項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問票を使った調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を行う。（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等） また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めなければならない。

さらに、いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国が示している「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、市教育委員会がより積極的に学校を指導・支援したり、関係機関とより適切に連携したりして、対応することが必要である。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問票を使った調査や聴き取り調査などにより行う。

（自殺の背景調査における留意事項）

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）等、国が示す調査の指針を参考とする。

万一、児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査については、その後の自殺防止に資する観点から、背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

○ 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

○ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

○ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

○ 詳しい調査を行うに当たり、市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。

○ 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

○ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。

○ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要である。

○ 学校が調査を行う場合においては、当該市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

○ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないようにする。

○ 報道機関は、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子供の自殺の連鎖の可能性などを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にして、報道の在り方には特別の注意をするように努め、自殺に関する報道等に関して、積極的に報道機関に協力を求める。

④その他留意事項

法第23条第2項に基づき、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得る。

このことから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、同条同項による措置により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、事案の重大性を踏まえ、市教育委員会の積極的な支援が必要となる。例えば、児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の

指定の変更や区域外就学等弾力的な対応を検討することが必要である。

さらに、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮をする。

(4) 調査結果の提供及び報告

①調査報告書の作成

重大事態調査の調査報告書に盛り込む標準的な項目や記載内容の例を、以下のとおりとする。

【標準的な調査報告書例】

	標準的な項目	記載内容の例
1	重大事態調査の位置付け	・ 重大事態の別（1号・2号・1号かつ2号） ・ 重大事態の認定日、地方公共団体の長等への報告日等
2	調査の目的、調査組織の構成	
	(1) 調査の目的	調査の趣旨・目的を記載する。
	(2) 調査期間	調査組織の設置日、調査の開始から終了までのスケジュールを記載する。
	(3) 調査組織の構成	調査組織の名称、調査委員の氏名・役職等を記載する。外部の調査委員が専門家や第三者として参画しているような場合には、そのことが分かるように記載する。
3	当該事案の概要	
	(1) 基礎情報	重大事態が発生した学校名、対象児童生徒の学年、性別、(氏名)、対象児童生徒の状況等についてまとめる。不登校重大事態の場合には、欠席日数も記載する。
	(2) 当該事案の概要	調査対象となる重大事態について大まかな概要をまとめる。
4	調査の内容	
	(1) 調査方法	どのような調査方法（アンケート、聴き取り、資料分析、現場視察等）をとったかについてまとめる。
	(2) 調査内容	調査方法に応じて、具体的にどのような調査を行ったか詳細をまとめる。聴き取りや調査組織の会議を開催した日時や議論のテーマをまとめる。
5	当該事案の事実経過	
	(1) 対象児童生徒の訴え	聴き取り等を通じて把握した対象児童生徒の訴えをまとめる。対象児童生徒から聴き取り等で事案の詳細を確認できない場合には、その旨記載し、事案の端緒となったことについてまとめる。
	(2) 関係児童生徒からの聴取内容	関係児童生徒の聴き取り内容をまとめる。関係児童生徒から確認ができない場合には、その旨記載する。
	(3) 当該事案の事実経過	調査を通じて把握した事実の経過を時系列に沿ってまとめる。
6	当該事案の事実経過から認定しうる事実	事実経過を踏まえて、当該事案に係るいじめの事実関係や対象児童生徒の重大な被害といじめとの関係性について説明できることをまとめる。
7	学校及び学校の設置者の対応	
	(1) 学校の対応について	「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の対応について法や学校いじめ防止基本方針その他関連法令・本ガイドラインに照らして対応の検証を行う。
	(2) 学校の設置者の対応について	「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の設置者の対応について法や地方いじめ防止基本方針その他関連法令等に照らして対応の検証を行う。
	(3) 学校及び学校の設置者の対応に係る考察	学校及び学校の設置者の一連の対応を踏まえて、課題点や改善すべき点を指摘する。
8	当該事案への対処及び再発防止策の提言	
	(1) 当該事案への対処について	当該事案に係るいじめが解消していない場合には、当該事案のいじめ解消に向けた対処をまとめる。対象児童生徒の不登校が継続している場合に、当該児童生徒への支援方策等をまとめる。
	(2) 学校及び学校の設置者に対する提言	当該事案の一連の調査を踏まえて、学校及び学校の設置者に対する再発防止策の提言を行う。
9	参考資料	

②いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査前の事前説明（調査の目的、調査事項や調査組織の構成等）及び調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行うものとする。これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことは行わない。

また、学校が調査を行う場合においては、当該市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うことが必要である。

③調査結果の報告

調査結果については、市長に報告しなければならない。併せて、県教育委員会に対しても報告するものとする。上記②の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に報告する。

(5) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

①再調査

上記(4)の②の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。

市長は、法第30条第2項に規定する附属機関として、筑紫野市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。調査委員会は弁護士、医師、心理・福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者等で組織し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るものとする。

再調査についても、市教育委員会又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

「必要な措置」としては、教育委員会においては、指導主事の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の措置を行う。首長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告しなければならない。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

(6) 重大事態対応のフローチャート

